

医療経理室

1. 平成23年度予算等の執行について

(1) 平成23年度当初予算の執行について

平成23年度当初予算については交付決定に係る作業を終了し、今後確定(精算払い)に関する作業を実施していく必要がある。

精算払が必要な事業の確定の手続きは平成24年4月20日(金)までに行うこととなっているので、各都道府県は4月早々には国へ報告書が提出できるよう、3月上旬から事業実績報告書の作成について補助事業者に周知し、早期の提出を促す等、準備をお願いする。

運営費等補助金や統合補助金・施設整備交付金など大部分の補助金は概算払であるため、3月末までに必要な額を確実に国庫から都道府県の口座へ受入れていただくとともに、「受入れ漏れ」のないよう、内部の関係各課へご周知いただきたい。

また、決算関係作業に伴い、不用の理由等に関して調査をさせていただくこともあるので、その際はご協力をお願いする。

(2) 平成23年度補正予算の執行について

平成23年度補正予算については、第3次補正予算が11月21日に成立したこともあり、執行に係る作業期間が短い中、ご協力いただき感謝する。

精算払を行う場合は当初予算の場合と同様に4月20日(金)までに確定を終える必要がある。そのため、交付決定から確定までの期間が短い上に、当初予算の確定作業との重複作業となり、ご負担が増えてしまうことになるが、早期の確定作業を要しない概算払による支出も可能としていることから、3月中に概算払を行うことにより迅速に交付するようお願いする。

各都道府県には補助事業者への指導・必要書類の取りまとめ等について引き続きご協力方お願いする。

① 医療施設等災害復旧費補助金の執行について

東日本大震災、新潟・福島豪雨や台風12号に伴う医療施設等災害復旧費補助金の執行については、関係県のご協力をいただいて査定を終了したところであり、現在は関係県に交付申請のとりまとめをいただいているところである。

関係県には、補助事業者から交付申請書が提出された場合は厚生労働省への速やかな進達方お願いする。(繰越する事業を勘案すると3月中旬までに交付決定を完了する必要がある)

なお、厚生労働省では執行に関する事故を防止するため、財務省主計局司計課と調整し、東日本大震災関係の全申請施設に対し、別添の案内を送付している。

このうち、繰越に関する事務については関係県が所管の財務局(窓口は主として各財務局理財部主計第一課又は第二課)と調整していただき、事務処理に遺漏なきようお願いする。

(関係県)

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、三重県、和歌山県

②補正予算事業の執行について

第1次補正予算（診療確保支援、東京電力・東北電力管内の自家発電整備）及び第3次補正予算（自家発電整備、災害拠点病院設備、DMAT 設備）については交付決定作業を概ね終了し、補助金の支出や確定に関する作業を実施していく必要がある。

必要な作業は当初予算及び医療施設等災害復旧費補助金と概ね同様であるが、各都道府県には補助事業者への指導・必要書類の取りまとめ等についてご協力方
お願いする。

なお、繰越が発生する場合には、医療施設等災害復旧費補助金と同様に早めに
所管の財務局と調整し、事務処理に遺漏なきようお願いする。

(3) 独立行政法人等への補助金交付について（平成24年度～）

地域自主戦略大綱（H22.6.22 閣議決定）を踏まえ、自治体の国、独立行政法人等への寄付に係る関与に関する規定を廃止することとし、昨年11月30日の整備一括法により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が改正され、改正前の同法附則第5条（地方公共団体から独立行政法人等への支出の原則禁止。例外として予め総務大臣へ協議し同意を得た場合は可）の規定が削除されたことから、改正後の同法では、事前の総務大臣協議・同意に関する手続きが不要になった。このため、国が交付要綱等で特に独立行政法人等を補助金等の補助対象から除外した場合を除き、地方公共団体が独立行政法人等を補助対象として採択することが可能となっている。

ついては、医政局所管の補助金等についても、これまで事前の総務大臣協議・同意に関する手続きが必要であった国立病院機構や国立大学法人等が設置する施設は、補助事業者として制限していたところであるが、法改正に沿って補助の制限に関する記述を削除するなど、交付要綱等においても所要の改正を実施したところである。（一部、引き続き独立行政法人等を対象外とする事業もある。）

各都道府県は本改正を踏まえ補助事業を有効に活用いただきたい。ただし、予算上の制約から要望どおりの補助とならない場合もあるので、予めご了承ください。

(4) 平成24年度予算の執行について

平成24年度予算についても、平成23年度と同様に限られた財源の中で調整を行いながら執行することとなるので、予めご了承ください。

また、事業計画書の早期提出等について引き続きご協力方お願いする。

医療施設等災害復旧費補助金申請者の皆様へ

厚生労働省医政局医療経理室

災害復旧事業が平成23年度中に完了しない場合の手続き等について

平素より厚生労働行政にご理解・ご協力を賜り感謝いたします。

また、平成23年度医療施設等災害復旧費補助金の執行にあたりましては、ご多忙のところ被害状況の確認作業にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

交付決定いたしました本補助金を施設の復旧にお役立ていただければ幸甚です。

さて、災害復旧事業（工事）につきましては平成23年度中（平成24年3月中）に完了することが原則となっております。しかしながら、本補助金の交付決定を受けていて、やむを得ない事情により工事の完了が平成24年度に延期されてしまう場合については、予め繰り越しの手続きを行えば、平成24年度に要した経費についても補助金を受け取ることが可能となっております。

つきましては、万が一復旧事業（工事）が平成24年3月中に完了しないと見込まれる場合には、同封のご案内に沿って早めに各県の窓口へご相談ください。

なお、全ての復旧事業が既に完了している場合や、平成23年度中に完了する見込みが確実な場合には、当然のことながら繰越の手続きを行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

また、厚生労働省としては今回実施した被害状況の確認作業を踏まえ、速やかに本補助金の内示を行うこととしております。本補助金を受け取るためには平成24年3月中に交付決定を受ける必要がありますので、**国から郵送します内示書到着後1週間以内に県へご提出くださるようお願いいたします。**仮に交付申請が遅延してしまい、平成24年3月中に交付決定ができなかった場合は、内示した補助金の全額を受け取ることができなくなりますので、くれぐれもご留意ください。

末筆になりますが、皆様の一日も早い復旧・復興を心より御祈念申し上げるとともに、厚生労働省におきましても引き続き医療提供体制の復旧・復興に努めて参りますので、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

厚生労働省医政局医療経理室 決算第一係

代表：03-5253-1111（内線：4189・4190）

医療施設等災害復旧費補助金の交付を受けた皆様へ
～平成23年度中に復旧事業が終了しない場合の手続きについて～

医療施設等災害復旧費補助金（以下「補助金」と言います。）の交付を受けて行っている災害復旧事業につきましては、原則として平成23年度中（平成24年3月中）までに完了した事業（工事）に対し、補助金が支払われることになっており、工事の遅延等により平成24年度に渡ってしまった事業については補助の対象とはなりません。

（例：補助額 1,000 万円の交付決定を受けた復旧工事）

<原則>

平成23年度：1,000 万円分の事業を完了（補助対象となる）

<工事が遅延し、平成24年度にずれ込んだ場合>

平成23年度：800万円分の事業
（補助対象となる）

平成24年度：200万円分の事業
（補助対象とならない）



ただし、平成23年度中に事業が終了しないやむを得ない事情がある場合につきましては、県を通じて「繰越」の申請を行い、財務大臣の承認を得た上で、平成24年度分の事業に要する経費についても補助の対象として補助金の交付を受けることが可能となります。

（上記の例について繰越を行うと…）

平成23年度：800万円分の事業
（補助対象となる）

平成24年度：200万円分の事業
（補助対象となる）

平成24年度に必要な事業費を繰越

【繰越等の手続きを行う必要がある場合】

①既に事業を契約しているが、事業が平成23年度中に終了しない場合

平成23年度：契約→事業の実施

平成24年度：平成23年度からの継続事業

②事業の契約自体も平成24年度にずれ込んでしまう場合

平成23年度：－

平成24年度：契約→事業の実施

上記①又は②に該当する医療施設等におかれましては、速やかに県の担当課にご連絡いただき、繰越の手続きに関する指示を受けていただきますようよろしくお願いいたします。

繰越の承認を受けないで平成24年度に入った場合、平成24年度に実施す

る事業については補助金が支払われなくなりますのでご注意をお願いいたします。（平成23年度中に事業が全て完了する場合は繰越の手続きは必要ありません。）

【各県窓口】

青森県：健康福祉部医療薬務課（代表：017-722-1111）

岩手県：健康福祉部医療推進課（代表：019-651-3111）

宮城県：保健福祉部医療整備課（代表：022-211-2111）

福島県：保健福祉部地域医療課（代表：024-521-1111）

茨城県：保健福祉部医療対策課（代表：029-301-1111）

栃木県：保健福祉部医事厚生課（代表：028-623-2323）

千葉県：健康福祉部医療整備課（代表：043-223-2110）

新潟県：保健福祉部医務薬事課（代表：025-285-5511）

厚生労働省医政局医療経理室
（代表：03-5253-1111）

2. 平成24年度医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の執行について

①交付決定区分の見直し

平成24年度政府予算案では、当該補助金について従来の事業種別毎の区分を撤廃し、メニュー予算に純化したことから予算案に即した交付要綱改正を行った。

（平成23年度まで）

平成23年度までの交付要綱では事業の種別毎に区分を設け、その区分の中で経理する（異なる区分間での経費の融通を認めない）仕組みとしていた。

ただし、平成23年度予算の執行に際しては、要望額（事業計画額）が予算額を大幅に超過する事態となったため、平成23年8月31日付で医療経理室長事務連絡を発出し、交付申請にあたっては内示額の合計の範囲で特例的に区分を超えた経費の融通を認めたところ。

（現行要綱における区分）

- A：救急医療対策（運営費）
- B：看護職員確保対策（運営費）
- C：地域医療確保等対策（運営費）
- D：地域医療確保等対策（設備費）
- E：看護職員等確保対策（設備費）

（平成24年度以降）

A～Eまで全て一本化し、区分を廃止する。（事業計画の作成から交付決定まで区分のしぼりが無く、一本で行う。）これにより、各都道府県ごとの課題に応じた事業を採択することが可能となる。

②要望額が予算額を超過した場合について

平成24年度予算の執行に際しても地方財政健全化法の改正による独立行政法人等の申請額の増等の要因により要望額が予算額を超過する事態になることが予想される。

各都道府県からの要望額が予算額を超過した場合については、予算の範囲内で要望額を圧縮することとする。

なお、執行額の調整に当たっては、本補助金に係る前年度の不用額も加味することとしているので、必要な額を十分精査していただくとともに、申請に当たっては真に必要な事業に特化して要望するようお願いする。

3. 補助金等の適正な執行について

補助事業の執行に当たっては、大部分の補助事業者、間接補助事業者等は、関係法令、実施要綱、交付要綱、交付決定の際に付された条件等に従って執行していただいているものと考えているが、会計検査院等から不適切な補助金の執行などについて指摘を受けている例がある。これまでも、会計検査院等から指摘があった場合はその都度、不適切な事例や補助金の適正な執行について周知を図ってきたところであるが、改めて、会計検査院や総務省から過去に指摘のあった主な事例や留意事項について以下に挙げたので、各都道府県では、これらの点に留意し、補助金の審査体制を整えるとともに、必要に応じて過去の補助金の総点検や補助事業者等に対する現地調査を行うなど、補助事業等の適正な執行に努められたい。

また、これらの補助金の適正な執行については、補助事業者、間接補助事業者等に対し、必ず周知されるようお願いする。

厚生労働省としても今後とも補助事業等の執行状況について、必要に応じて現地調査等を実施する予定なので、ご了知願いたい。

(1) 都道府県等における留意事項

① 交付申請時における十分な審査

(適正な対象経費の計上、適正な費用算定方法、事業の利用見込又は過去の実績等を踏まえた実効性 等)

② 実績報告時における審査

(事業実施状況の確認、交付申請時に審査した事項の再確認 等)

③ 定期的な監査等による点検

(補助事業者における書類等の整備、事業目的にあった効率的な活用状況 等)

④ 補助事業者等に対する指導

(補助事業者等として遵守すべき事項の周知 等)

(2) 過去に会計検査院や総務省から指摘のあった主な事例

① 救急医療情報センター運営事業

ア. 情報システムや専用端末の利用が低調であり、センターの目的である救急医療・災害医療に係る総合的な情報収集及び提供機能が十分果たされていないことから、利用率向上の取り組みが必要と指摘された。

イ. 兼務者の人件費を按分せずに全額補助対象経費として計上したため、一部が補助対象外となった。

② 小児救急医療支援事業

診療日数の算定方法に誤りがあったため、交付決定の変更(減額)が必要になった。

③ 第二次救急医療施設勤務医師研修事業

ア. 補助対象外の経費を補助対象経費として計上したため、交付決定の変更(減額)

が必要になった。

イ. 県が実施主体であるにもかかわらず県職員に謝金を支払ったため、交付決定額の変更（減額）が必要になった。

ウ. 委託先の講師謝金単価が県よりも高額の事例があり、調整が必要となった。

④救急救命士養成所初度設備整備事業

臨床実習用の救急車を購入しているが、その利用状況が低調であり、利用率の向上を求められた。

⑤救命救急センター運営事業

ア. ドクターカーの運転手の確保に係る経費の算定が不適切であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。

イ. 補助対象経費の算出が過大（減価償却費の計上に当たり国庫補助を受けた財産に係る分を計上、給与費から控除すべき手当を控除しない等）であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。

ウ. 選定額の算出方法に誤り（基準額と差引事業費の多い方を選定）があり、交付決定の変更（減額）が必要になった。

エ. 補助対象経費の積算が過大（借入利息を計上等）であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。

オ. 収入額に手術料、麻酔料等の診療収入を計上していないため、交付決定の変更（減額）が必要になった。

⑥小児救急地域医師研修事業

補助対象経費の支出を裏付ける証拠書類が残されていなかったため、実績報告の担保が取れなかった。

⑦休日夜間急患センター設備整備事業

管理台帳を作成していなかったため、実績報告の担保が取れなかった。

⑧医療施設近代化施設整備事業

事業の一部（電子カルテ等の整備）が未実施であり、補助要件を満たしていなかった。

⑨看護師等養成所運営事業

補助金の経理において、補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象事業費の精算が課題となった。